

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

(1) 大規模災害時における被災者の住まいの確保に係るシミュレーション

◆ 概要 ◆

① 被災者の住まいの確保に係るシミュレーションの必要性

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には、圧倒的に住まいが不足し、被災者が広域的に避難することにより、応急的・一時的な住まいの生活が長期化することや、被災地方公共団体の事務負担等が大幅に増加する。

このため、大規模災害発生時の応急段階においては、全国に多数存在する空き家・空き室を活用し、「賃貸型応急住宅」として積極的に供与するとともに、地域や被災者の特性、復興の方向性等を踏まえつつ、賃貸型応急住宅とのバランスも考慮し、「建設型応急住宅」を迅速に供与する。

また、被災者の住まいを迅速に確保するためには、応急仮設住宅の供与の他に、一時提供住宅（公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き室の活用）や、セーフティネット登録住宅（※）等の、既存ストックの活用も有効である。

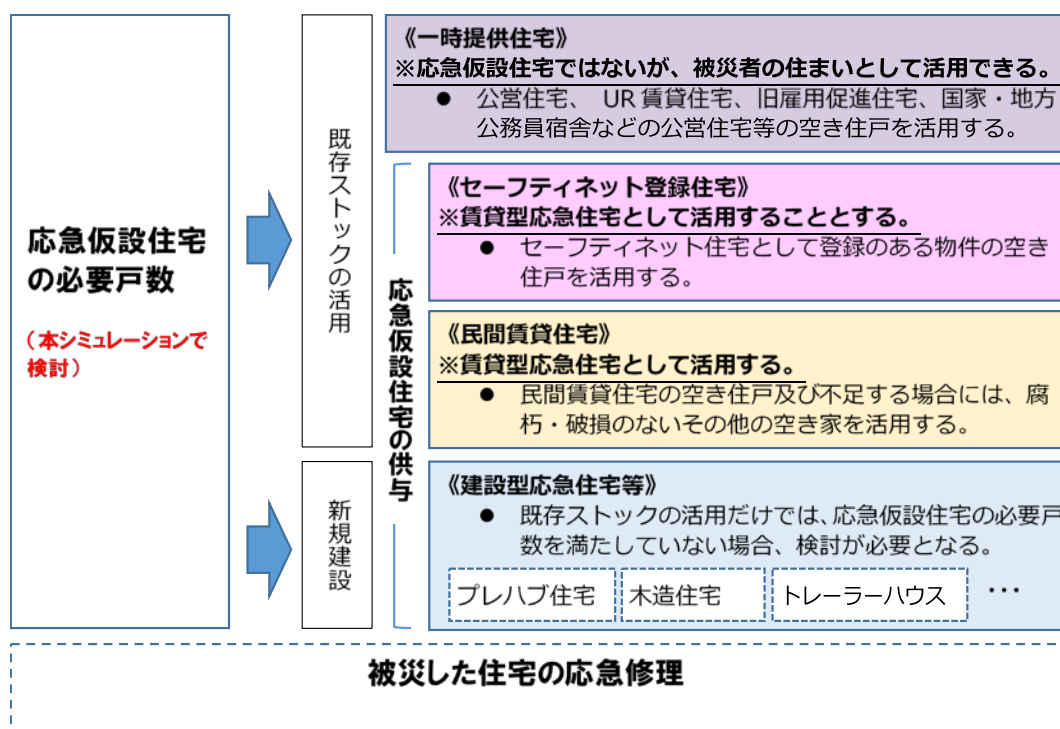
発災時に地方公共団体は、地域の実情に応じてこれらの被災者の住まいの確保方法を組み合わせ、迅速に供給戸数を確保する必要がある。そのためには、平時より関係部署・関係機関等と連携し、「被害想定戸数」及び、それに対する「応急救助期に提供できる住まいの類型と戸数」を把握し、発災時に速やかに住まいを確保できるよう準備しておく。

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年 7 月 6 日法律第 112 号）」

に基づく新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅

② 「大規模災害時における被災者の住まいの確保に係るシミュレーションシート」

前述の背景を踏まえ内閣府（防災担当）では、具体的な被害想定をもとに、各地方公共団体が被災者の住まいの確保の現状を把握するためのシミュレーション方法のツールとして、「大規模災害時における被災者の住まいの確保に係るシミュレーションシート」（以下「シミュレーションシート」という。）及びその使用方法をまとめた「活用の手引き」を作成した。本シミュレーションシートを用いることで、各地方公共団体が、応急仮設住宅の必要戸数と、被災者の住まいの確保戸数を計算することが可能となる。

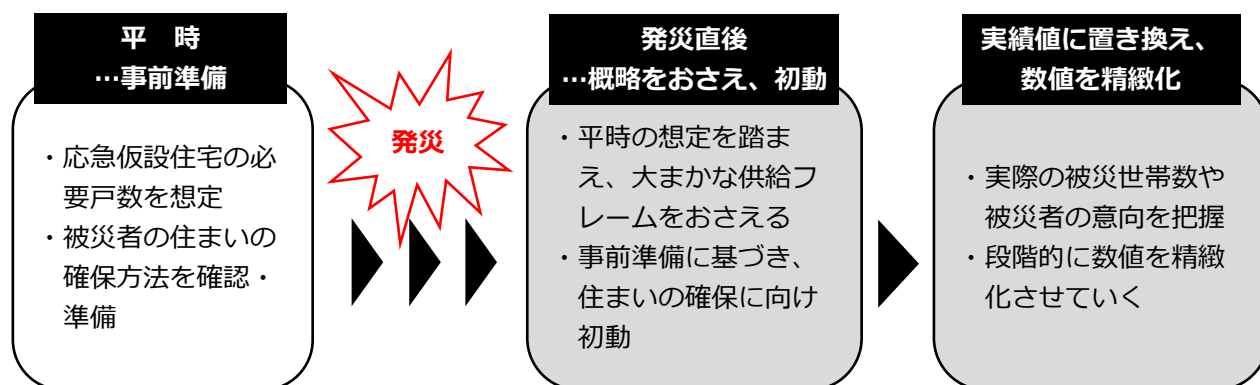


2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

③ 「シミュレーションシート」の活用イメージ

本シミュレーションシートでは、被害想定規模等の設定要件を様々なケースを想定しながら変えることができる。このため、平時の段階から応急仮設住宅の必要戸数を想定し、必要戸数に対する被災者の住まいの確保方法を検討しておくことで、事前準備につなげることができる。

また、事前にシミュレーション結果に基づく住まいの供給フレームを作っておくことで、発災後には速やかに初動準備に取り掛かることができる。その後、実際の被災世帯数や被災者の意向が明らかになるに伴い段階的に数値を精緻化させていく。



④ 「シミュレーションシート」における検討の流れ

本シミュレーションシートを用いた推計方法はいくつかあり、地方公共団体ごとに設定する。被災者の住まいの供給手法の検討は、次頁に示す6つのSTEPで実施する。

STEP1では、応急仮設住宅の必要戸数について、被害想定等を用いて様々な推計式から推計する。

STEP2では、一時提供住宅とすることができる公営住宅等の空き住戸や、民間賃貸住宅等の既存ストックの空き家に関する情報を基に賃貸型応急住宅の確保戸数を推計し、STEP3では、応急仮設住宅の必要戸数に対して賃貸型応急住宅の確保戸数で不足している分を建設型応急住宅の必要戸数として算出する。

STEP4では、建設型応急住宅の建設に利用可能な用地に関する情報を基に建設型応急住宅の確保戸数を推計し、建設型応急住宅の必要戸数に対して確保戸数が不足している分については、STEP5で今後必要となる確保策の検討として、不足戸数の解消に向けた方向性を検討する。

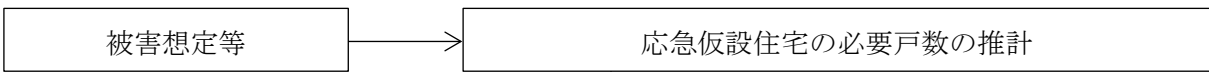
STEP6では、建設型応急住宅の供給主体が被災時に建設資材を供給する能力（以下「供給能力」という。）や建設用地別の確保戸数、その他の参考値（地域別の建設型応急住宅の確保戸数、災害廃棄物一時保管場所）等、建設型応急住宅の確保の実現可能性を確認するために必要な情報を整理することができる。

また、災害公営住宅等の供給計画についても、建設型応急住宅等と同様に推計することが可能であり、災害公営住宅の過不足状況も確認しつつ、応急仮設住宅について検討することができる。

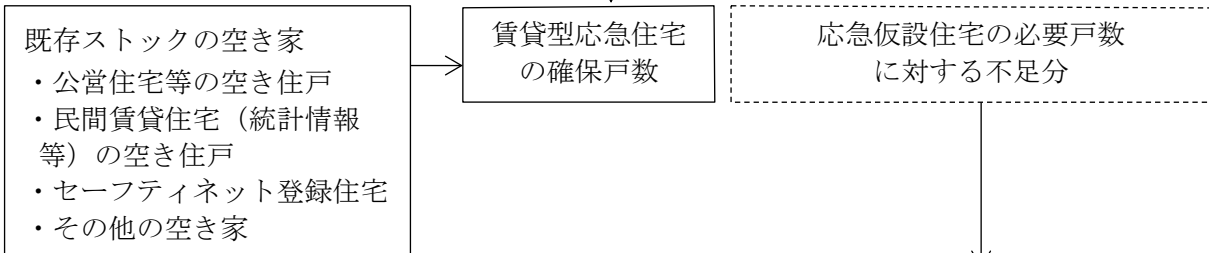
さらに、災害規模に応じてどのような対策を講じていくかを検討するため、本シミュレーションシートを複製し、被害想定が最大規模・最小規模でのシミュレーション、発生確率の高いケースでのシミュレーションなど、様々なケースを実施して、比較することも可能である。

【本シミュレーションシートにおける検討の流れ】

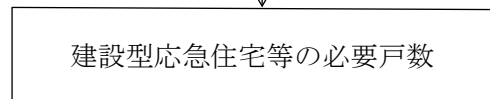
STEP1: 応急仮設住宅の必要戸数の推計



STEP2: 賃貸型応急住宅の確保戸数の推計



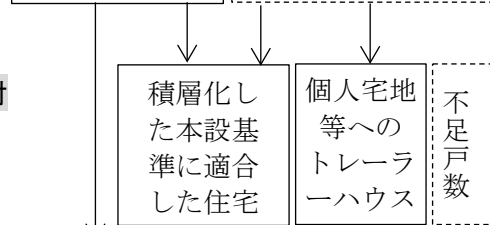
STEP3: 建設型応急住宅等の必要戸数の推計



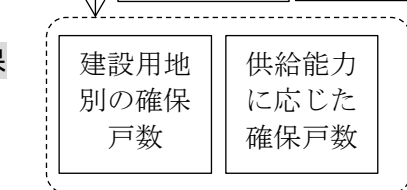
STEP4: 建設型応急住宅等の確保戸数の推計



STEP5: 積層化した本設基準に適合した住宅への変更の検討



STEP6: 建設用地別の確保戸数及び供給能力に応じた確保戸数の精査



災害公営住宅等の供給計画



2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

【各STEPの概要】

	概 要	
STEP1: 応急仮設住宅の必要戸数の推計	・ 応急仮設住宅の必要戸数を建物の全半壊被害の世帯数や避難者数等から推計する。応急仮設住宅の必要戸数を任意で入力することも可能。 ・ 推計方法（以下の1～6）及び推計の際に用いる設定条件を変えることにより、応急仮設住宅の必要戸数（想定値）を把握する。 ■ 推計方法1 全半壊・焼失戸数を用いて推計 ■ 推計方法2 全壊棟数を用いて推計 ■ 推計方法3 避難世帯数と応急仮設住宅への入居希望割合等を用いて推計 ■ 推計方法4 全壊・半壊世帯数と応急仮設住宅への入居希望割合を用いて推計 ■ 推計方法5 断水人口を踏まえた避難者数から推計 ■ 推計方法6 避難世帯数に全半壊世帯の割合を乗じ推計	
STEP2: 賃貸型応急住宅の確保戸数の推計	一時提供住宅（公営住宅等の空き住戸）	・ 市区町村営住宅、都道府県営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員住宅、地方公務員住宅、旧雇用促進住宅（自治体へ譲渡された物件）の確保戸数を把握する。
	セーフティネット住宅の登録物件	・ セーフティネット住宅の登録物件の空き戸数を把握する。
	賃貸型応急住宅の確保戸数	・ 統計情報等から、賃貸型応急住宅の対象となる月額家賃限度額以下の空き家数を推計する（ワンルームマンション等の小規模物件は活用できない可能性があるため除外、賃貸用の空き家の被害想定も考慮）。 ・ また、市場に流通していない「その他の空き家」の活用を見込んだ推計も可能。
STEP3: 建設型応急住宅等の必要戸数の推計	「STEP1：応急仮設住宅の必要戸数の推計値」 － 「STEP2：賃貸型応急住宅の確保戸数の推計値」 ＝ 「STEP3：建設型応急住宅等の必要戸数の推計値」となる。	
STEP4: 建設型応急住宅等の確保戸数の推計	・ 応急仮設住宅の建設を想定している具体の用地ごとに、構造種別（プレハブ/木造平屋/トレーラーハウス）の建設可能戸数を推計する。 ・ 各用地の建設可能戸数の合計値と、「STEP3：建設型応急住宅等の必要戸数の推計値」の過不足を確認する。	
STEP5: 積層化した本設基準に適合した住宅への変更の検討	・ STEP4で建設型応急住宅の不足戸数がある場合、「積層化した本設基準に適合した住宅への変更」や、「個人宅地を活用したトレーラーハウス等による確保」を検討する。	
STEP6: 建設用地別の確保戸数及び供給能力に応じた確保戸数の精査	・ 建設型応急住宅の供給について協定等を締結している「供給協力先」ごとの、6カ月以内の供給可能戸数を入力し、STEP5までで推計した以下それぞれの確保戸数が供給可能か確認する。 ■ プレハブ仮設 ■ 木造平屋仮設 ■ トレーラーハウス ■ 積層化した本設基準に適合した住宅 ■ 個人宅地を活用したトレーラーハウス等	
公共用地を用いた建設型応急住宅の地域別供給状況【参考値】	・ 利用可能な公共用地を用いた場合の建設型応急住宅の確保戸数を地域別に集計し、地域毎の建設型応急住宅の供給状況を確認する。地域毎の調整などが必要な場合に用いる。	
災害公営住宅等の供給計画	・ 災害公営住宅の建設を想定している具体の用地ごとに、構造種別（RC造/木造）の建設可能戸数を推計する。 ・ 不足戸数に対しては、「積層化した本設基準に適合した住宅」の活用による確保も検討する。	

◆ 「シミュレーションシート」を用いた住まいの供給フレームの検討例 ◆

○ 南海トラフ巨大地震の被害を想定した地方中小都市での検討例：A県A市

A県A市で「シミュレーションシート」を用いて推計した所、応急仮設住宅の必要戸数は2.0万戸～3.8万戸程度と推計された。本市は持ち家居住世帯が多く、公営住宅等ストック及び民間賃貸住宅ストックが少ないため、応急仮設住宅必要戸数の大半を建設型応急住宅により確保する必要があることが改めて確認された。

現在想定している用地で建設可能な戸数を積み上げた所、最大で1.7万戸以上が不足することが判明した（STEP4）ため、積層化した本設基準に適合した住宅の検討も行うこととした（STEP5）。

その結果、応急仮設住宅必要戸数が2.0万戸程度までであれば市内で確保可能という見込みとなったが、必要戸数がそれ以上となった場合は市外も含めた住まいの確保が必要となるため、県による市町村間の調整や、更に広域での連携等に向けた検討が求められる結果となった。

【総括表】

大規模災害における応急仮設住宅の確保策の検討（総括表）

地域名		想定地震		想定ケースの名称		発生季節・時間		発生時の風速			
A県A市		●●地震		津波03陸側ケース④		冬・5時		平均風速			
STEP1		STEP2		STEP3		STEP4		STEP5		STEP6	
応急仮設住宅の必要戸数の推計		借上型仮設住宅等の確保戸数の推計		建設型仮設住宅等の必要戸数の推計		建設型仮設住宅等の確保戸数の推計		積層化した本設基準に適合した住宅への変更の検討		建設用地別の確保戸数及び供給能力に応じた確保戸数の精査	
		確保戸数(戸)									
		B.借上型仮設住宅等の確保戸数(戸)		8,588							
		公営住宅等の空き住戸【設定値2】より		40							
		(応急仮設住宅ではなく、一時提供住宅となる)									
		UR賃貸住宅		10							
		都道府県営住宅		10							
		市区町村営住宅		10							
		旧雇用促進住宅など		5							
		国家・地方公務員宿舎など		5							
		a. 民間賃貸住宅(全壊被害率分の戸数を除く)【設定値4】より		7,922							
		b. セーフティネット住宅【設定値3】より		5							
		上記以外住宅 a-b		7,917							
		その他の空き家【設定値4】より ※		626							
		※ 借上型仮設住宅として活用を想定含む割合10%									
A. 応急仮設住宅の必要戸数(戸)				B. 借上型仮設住宅等の確保戸数(戸)							
38,419				8,588							
※推計方法											
推計方法5											
断水人口を踏まえた避難者数から推計											
【設定値1】より											

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

【被害想定規模・ケース別比較表】

大規模災害における応急仮設住宅の確保策の検討〈被害想定規模・ケース別比較表〉

検討対象地域 (自治体名)	A県A市
------------------	------

【シミュレーションの設定条件】

想定地震	【設定値1】	●●地震	↓貼付用 南海トラフ巨大地震	↓貼付用 南海トラフ巨大地震
主な災害要因	選択→	津波	津波	津波
想定ケースの名称	【設定値1】	津波03陸側ケース④	津波03陸側ケース④	津波03基本ケース①
発生季節・時刻	【設定値1】	冬・5時	冬・5時	冬季18時
発生時の風速	【設定値1】	平均風速	平均風速	風速3m
応急仮設住宅 必要戸数の推計方法	【設定値1】	推計方法5 断水人口を踏まえた避難者数から推計	推計方法2 全壊棟数を用いて推計	推計方法1 全半壊・焼失戸数を用いて推計

【応急仮設住宅のシミュレーション結果】

応急仮設住宅 必要戸数	38,419	34,120	20,156
借上型仮設住宅等 確保戸数	8,588	8,588	8,588
公営住宅等の空き住戸 【設定値2】	40	40	40
UR賃貸住宅	10	10	10
県営住宅	10	10	10
市営住宅	10	10	10
旧雇用促進住宅など	5	5	5
国家・地方公務員宿舎など	5	5	5
民間賃貸住宅【設定値4】	7,922	7,922	7,922
セーフティネット住宅【設定値3】	5	5	5
上記以外住宅	7,917	7,917	7,917
その他の空き家【設定値4】	626	626	626
建設型仮設住宅 必要戸数	29,831	25,532	11,568
建設型仮設住宅等の確保戸数 【設定値5】	22,321	22,321	22,321
プレハブ仮設	6,681	6,681	6,681
木造平屋仮設	400	400	400
トレーラーハウス	89	89	89
積層化した本設基準に適合した住宅	15,051	15,051	15,051
個人宅地を活用したトレーラーハウス等	100	100	100
建設型仮設住宅不足戸数 【設定値5】	7,510	3,211	0

【災害公営住宅等のシミュレーション結果】

災害公営住宅等の必要戸数の推計方法 【設定値7】	応急仮設住宅数の30%程度 (大津波被害を受けた場合)	応急仮設住宅数の30%程度 (大津波被害を受けた場合)	応急仮設住宅数の30%程度 (大津波被害を受けた場合)
災害公営住宅等必要戸数 【設定値7】	11,526	10,236	6,047
災害公営住宅等確保戸数 【設定値7】	9,776	9,445	9,445
災害公営住宅	745	414	414
積層化した本設基準に適合した住宅	9,031	9,031	9,031
災害公営住宅等不足戸数 【設定値7】	1,750	791	0

※ケースを比較する際には、最左列の数値を右列へ数値で貼り付けしてから、
入力値を変更すること。
(3ケース以上比較する場合には、列を挿入して追加すること。)

(2) 被害状況に対する必要戸数の把握

◆ 概要 ◆

平時においては、各地域において災害（地震、津波、風水害、噴火、土砂災害等）ごとに想定される住宅被害に対し、住宅の供与が必要となる世帯数を市町村ごとに推計し、この結果をもとに、関係部署、関係機関等との連携体制の構築など必要な事前準備を行うことが重要である。

発災後は、平時に実施したシミュレーションを踏まえ、被災者の住まいの確保に向けた初動を開始すると共に、できるだけ早く被災世帯数の実数を把握し、被災者の住まいの必要戸数の数値を精緻化していくことが重要である。被災世帯数を把握するには、①地元消防の災害報告、②避難所等におけるアンケート結果、③市町村による住家被害認定の結果等を用いる。

◆ 事前準備の例 ◆

○ 被害想定にもとづく必要戸数の想定と、災害発生後に行う推計方法の確認：広島県

広島県は「広島県応急仮設住宅建設マニュアル（平成 25 年 1 月）」を策定し、地震被害の想定（※）に基づく市町別の必要戸数の想定と、災害発生後に行う推計方法の設定を行っている。

※「広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）」にて、「東南海・南海地震」や「己斐断層による地震」等、8つの地震について被害想定を整理している。

<被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定>

“必要戸数（想定）＝ 被害想定棟数（※1） × 19.4%（※2）”

※1 広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）に基づく

※2 阪神・淡路大震災の例（応急仮設住宅供給戸数 48,439 戸 ÷ 住家被害 249,180 棟）に基づく

<災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認>

東日本大震災での推計方法をもとに以下の通り設定。

また、東日本大震災での実績をふまえ、「建設型：賃貸型＝1：1」としている。

時期	推計方法
発災直後	必要戸数＝避難者数/2人（避難世帯数を推計） ×80%（内、全壊半壊世帯数を推計） ×1/2（内、建設分を推計）
～2、3週間	避難者数情報等を随時更新 上記推計戸数を基に、順次、市町による要望調査による戸数に置き換え
3週間～	市町による要望調査により算出

出典：広島県「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」平成 25 年 1 月より
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html>)

参考文献：広島県「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」平成 25 年 1 月
(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html>)

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

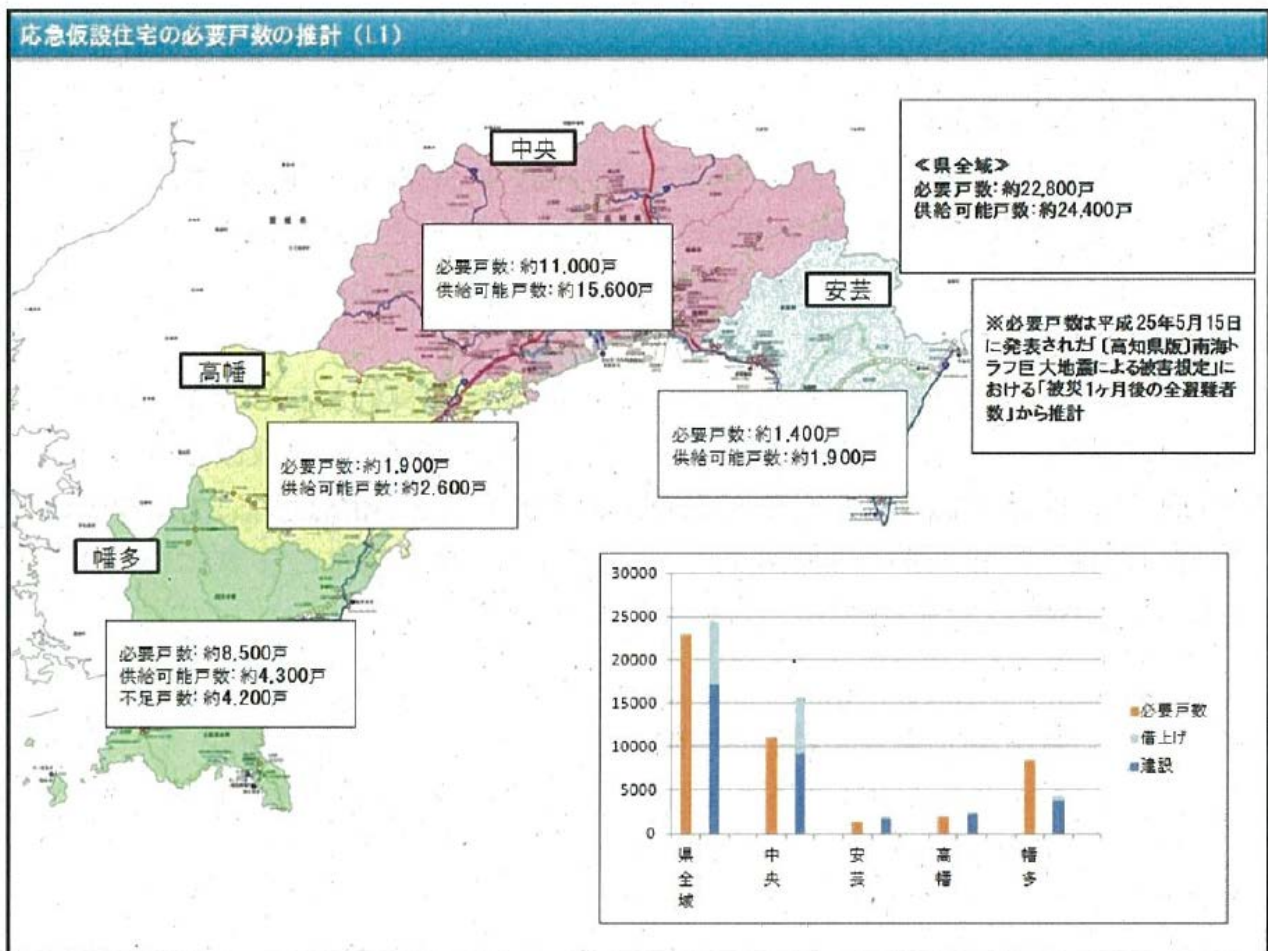
○ シミュレーションを踏まえた供給フレームの検討：高知県

高知県では被害想定に基づく被災者の住まいの確保に係るシミュレーションを行っている。

津波の被害状況が地域によって異なることが想定されるため、県内を4つのブロックに分け、ブロック別に推計の条件設定を変えている。

県内のブロック別の被災世帯数の推計結果から応急仮設住宅の必要戸数を推定している。その上で、別途整理している建設候補地の情報に基づき算出した建設型応急住宅の供給可能戸数と、賃貸型応急住宅に活用できる民間賃貸住宅等の推定戸数を突き合わせ、供給可能戸数の過不足を確認している。

なお、ブロックによって被災の程度が異なることが想定され、供給可能戸数が充足する市町村と不足する市町村があることから、県が主体となって応急期機能配置計画で市町村間の調整を行い、県内全域として充足することを目指している。



出典：高知県提供資料

○ 応急仮設住宅の要望戸数の把握に関する演習の例：埼玉県、千葉県

埼玉県、千葉県ともに、想定地震と被害想定を設定し、地震発生直後に行う初期対応として、応急仮設住宅の要望戸数を把握するための「応急仮設住宅の要望調の作成」及び「応急仮設住宅の要望書の作成」の演習を行っている。

【訓練の概要（千葉県の例）】

1. 応急仮設住宅の要望調の作成

手順：想定した避難者数から下記を用いて応急仮設住宅要望戸数（建設型・賃貸型）を推計する。

算定式	避難世帯数 (a) × 建物の全壊・半壊を理由に避難している者の割合 (b) × 入居希望割合 (c)
付与条件	○避難世帯数 (a) : = 避難者数 ÷ 平均世帯人員 ⇒ 1 世帯あたり平均 3 人とする。 ○建物の全壊・半壊を理由に避難している者の割合 (b) : ⇒ 過去のデータから 7 割とする。 ○入居希望割合 (c) : ⇒ 過去のデータから 9 割とする。

2. 応急仮設住宅の要望書の作成

手順①：応急仮設住宅要望戸数（建設型・賃貸型）を推計する。

方法①：避難者数から推計。※1.と同じ

方法②：住家の全壊・半壊戸数から推計

算定式	住家被害（全壊・半壊戸数）× 2 ～ 4 割 (d)
付与条件	○ 2 ～ 4 割 (d) : ⇒ 3 割とする。

手順②：建設型応急住宅の要望戸数を推計する。

算定式	応急仮設住宅要望戸数 — 賃貸型応急仮設の想定戸数
付与条件	○賃貸型応急住宅の想定戸数：⇒ 応急仮設住宅要望戸数の半数とする。

手順③：建設型応急住宅の要望戸数の型別内訳を推計する。

算定式	1DK : 2DK : 3K = 1 : 2 : 1
-----	----------------------------

参考文献：千葉県提供資料

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 浸水区域に基づき仮住まいの大まかな必要戸数を推計した例：倉敷市（岡山県）

（平成 30 年 7 月豪雨、全壊 4,646 棟・半壊 846 棟、建設型 266 戸・賃貸型 3,094 戸）

倉敷市建設局は平成 30 年 7 月 7 日より、浸水区域より被災家屋の概況の把握を行い（GIS 上で住宅地図と浸水想定マップを重ね棟数を数え上げた）、約 4,600 戸の住宅が浸水したものと推測した。

その時期発行された罹災証明書の 9 割が全壊だったことから、仮住まいの必要戸数（全壊戸数）を、概ね $4,600 \text{ 戸} \times 0.9 \approx 4,000 \text{ 戸}$ と想定した。

○ 都市部と地方部での建設型・賃貸型応急住宅の割合の例：熊本県

（平成 28 年熊本地震、全壊 8,657 棟・半壊 34,493 棟、建設型 4,303 戸・賃貸型 15,885 戸）

平成 28 年熊本地震の際の応急仮設住宅戸数は、建設型が 4,303 戸、賃貸型が 15,885 戸であり、建設型は応急仮設住宅全体の 23% であった。

ただし、都市部と地方部でその割合は異なり、民間賃貸住宅が多い熊本市では応急仮設住宅の 5%、それ以外の市町村では応急仮設住宅の 43% が建設型応急住宅であった。

熊本県全体	熊本市 （民間賃貸住宅が多い都市部）	熊本市を除く市町村 （民間賃貸住宅が少ない市町村）
全半壊戸数 × 44% ＝応急仮設 × 23% ＝建設型応急住宅	全半壊戸数 × 58% ＝応急仮設 × 5% ＝建設型応急住宅	全半壊戸数 × 34% ＝応急仮設 × 43% ＝建設型応急住宅

出典：内閣府資料より作成

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 応急仮設住宅等のニーズ調査の例：愛媛県

（平成 30 年 7 月豪雨、全壊 627 棟・半壊 3,117 棟、建設型 176 戸・賃貸型 207 戸）

愛媛県は市町村に対し、「応急仮設住宅入居希望調書」及び「被災した住宅の応急修理希望調査」の参考様式を配布し、被災者へのヒアリングにより応急仮設住宅（建設型/賃貸型）の入居希望世帯数を把握し報告するよう求めた。

「応急仮設住宅入居希望調書」の欄外には、応急仮設住宅に入居する場合、災害救助法に基づく「被災した住宅の応急修理」又は「障害物の除去」との併給が不可であることを注記した。

応急仮設住宅入居希望調書			
住 所			
世帯主氏名		入居予定人数	人
避難先 (住所・氏名・施設名等)		電話番号 (避難先又は携帯電話)	
被害状況	全壊・床上浸水のため居住できない状態・その他()		
希望する 応急仮設住宅	建設型 ・ 借上げ型(民間又は公営) ・ どちらでも		
建設型の 入居希望地区 (地区名)	第 1 希望		
	第 2 希望		
	第 3 希望		
借上げ型の 入居希望地区 (市町名)	第 1 希望		
	第 2 希望		
	第 3 希望		
駐車場の要否	要 ・ 否		
入居に当たっての 要望事項等			
今後の住宅計画 (いずれかに○印)	1 自宅再建希望	どこに、いつ頃までに	
	2 公営住宅入居希望		
	3 その他		
特記事項	(以下は記入しないでください)		
課税データ			
世帯データ			

※応急仮設住宅への入居を希望された場合、「被災住宅に対する修繕」又は「障害物の除去」との併給は出来ません

被災した住宅の応急修理希望調査			
住 所			
世帯主氏名		入居予定人数	人
避難先 (住所・氏名・施設名等)		電話番号 (避難先又は携帯電話)	
被害状況	半壊・床上浸水(修繕により居住できる)・その他()		
特記事項	(以下は記入しないでください)		
課税データ			
世帯データ			

※「被災した住宅の応急修理」と「応急仮設住宅への入居」は併給できません。

出典：愛媛県提供資料

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 県と市が連携し、自治会を介して必要戸数を把握した例：新潟県、長岡市（新潟県）

（平成 16 年新潟県中越地震、全壊 3,175 棟・半壊 13,810 棟、
建設型 3,460 戸（長岡市 2,221 戸）・賃貸型 174 戸（長岡市 150 戸））

（新潟県）

全体を統括し、実行部隊である市町村と連携しながら、自治会を介した地域の被害状況調査を行った。

（長岡市）

新潟県からの「全壊でなくとも自宅での生活が不能な場合は仮設住宅の入居対象とする」方針を受け、避難所にて仮設住宅への入居希望調査を行い、その後再度入居意向を確認することにより、応急仮設住宅の必要戸数を決定した。

○ 避難所に避難している被災者にアンケート調査を実施した例：倉敷市（岡山県）

（平成 30 年 7 月豪雨、全壊 4,646 棟・半壊 846 棟、建設型 266 戸・賃貸型 3,094 戸）

倉敷市では平成 30 年 9 月より市立の小中学校の 2 学期が始まるため、教育施設以外の避難所を開設し、教育施設の避難所を統合・閉鎖することとした。

その際、教育施設の避難所に避難している被災者に対しアンケートを実施し、現在の避難所の閉鎖（9 月 2 日）までに退去する予定か、別の避難所に移って避難を継続するか、意向を把握した。

その際、現在の避難所の閉鎖までに退去する予定の無い被災者に対しては、今後の住まいの見通し（自宅の応急修理の実施、建設型/賃貸型応急住宅への入居、他）についても記載してもらうこととし、状況を確認した。

今後の予定について（アンケート）+

豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
倉敷市立の小・中学校では、9 月 3 日から、2 学期をスタートすることとしており、倉敷市では、学校再開に向けた、教育施設における避難所の統合・閉鎖を検討しております。
その中で倉敷市では、被災された皆様が、一刻も早く、元の穏やかな生活を取り戻されますよう、教育施設ではない避難所を開設し、安心して再建のご準備を整えられるようご案内を行いたいと考えております。
つきましては、避難所におられる皆様のご意見をお聞かせしたいと考えており、各ご家庭に対してアンケート調査を行うこととしました。
お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

問 1 現時点（予定）における見通しを教えてください。

☒（いずれか 1 つに○を付けてください）

1	9 月 2 日までに避難所から居を移す予定	予定日 (月 日)
2	9 月末までには避難所から居を移す予定	予定日 (月 日)
3	応急修理により自宅の修繕を行う予定だが、帰宅できる日が不明 ()	
4	みなし型仮設住宅への入居等は決まっているが、入居できる日が不明 ()	
5	建設型仮設住宅への入居等は決まっているが、入居できる日が不明 ()	
6	いずれ居を移したいと思うが現時点では未定 ア みなし型仮設住宅を探している。 イ 建設型仮設住宅の建設（再抽選）を待っている ウ その他 ()	
7	その他 ()	

問 2 問 1 で 1 以外に○をされた方について、避難所の移動についての考えをお聞かせください。

☒（番号に○を付けてください。複数回答可能。）

1. 船徳公民館 2F を希望する
2. 船徳公民館 1F を希望する（高齢者、乳幼児がいる世帯等が優先されます）
3. くらしき健康福祉プラザ 4F 体育館を希望する（福田中、連島南中優先）
3. その他（ ）
移動希望日：1. 8 月 30 日（木） 2. 8 月 31 日（金） 3. 9 月 1 日（土） 4. 9 月 2 日（日） 5. その他（ ）

世帯主氏名		世帯人数	人	駐車台数	台
-------	--	------	---	------	---

—アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。—

8 月 25 日（土）朝 10:00 までに体育館入口の避難所本部にご提出ください。

※ご記入いただいた情報は、避難所運営に関して市機関においてのみ使用し、厳重に管理します。

出典：倉敷市提供資料

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 避難所において職員が入居希望を調査した例：阿蘇市（熊本県）

（平成 24 年 7 月九州北部豪雨、熊本県：全壊 169 棟・半壊 1,293 棟、
建設型 48 戸（阿蘇市 48 戸）・賃貸型 66 戸（熊本市 64 戸、南阿蘇村 2 戸）

阿蘇市では、市職員が下記の「応急仮設住宅入居希望調査票」を大きく拡大したものを避難所に掲示した上で、調査票の配布及び個別の聞き取り調査を行い、必要戸数を把握した。

※この調査票は入居申請書ではありません

平成 年 月 日

受付番号

応急仮設住宅入居希望調査票

1 入居希望について

希望する 希望しない

2 入居予定者情報について

申請者（世帯主）

連絡先（必ずご記入ください）

行政区

入居予定者数（ 人）

入居予定のご家族氏名

3 被災した住家の状況について（自己申請で結構です。該当する番号に○をご記入ください）

1 全壊 → ☐ 建替えを考えている ☐ 建替えを考えていない
☐ 実施してる ☐ 実施してない

2 大規模半壊 3 半壊 4 二次災害の恐れあり 5 帰宅困難のため
6 その他

※1 全壊以外で入居希望をされる方は下記4にお進みください

↓

4 被災した住家周辺の状況について（1全壊以外の方で入居を希望する理由）

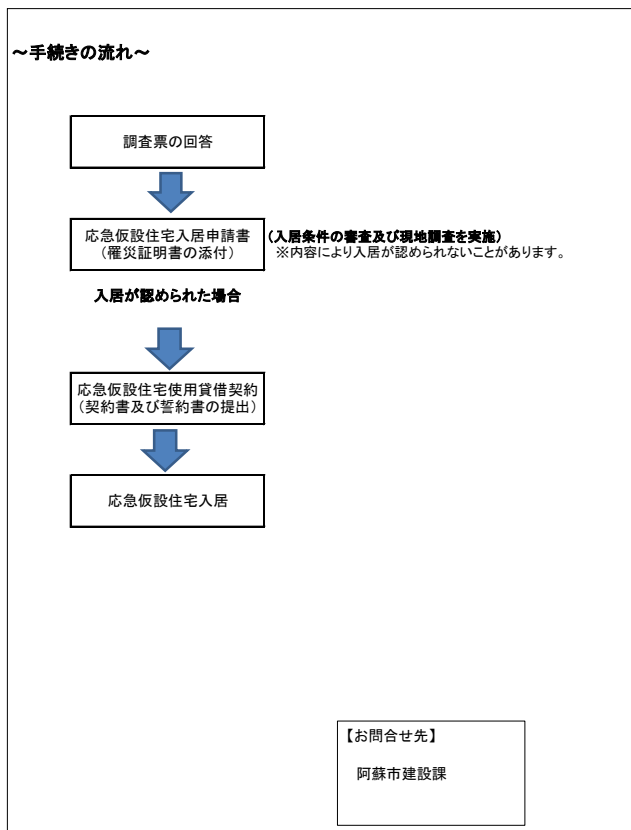
応急仮設住宅入居条件

○自らの實力では住宅を得ることができない方

1 災害により住家が全壊、全焼または流出した世帯

2 道路の寸断やインフラ等の遮断により住家での生活が営めない方や、住家周辺の崖等の崩壊により二次災害の恐れがある世帯

3 住家が大きな損害を受け、今後取り壊し再建される世帯



出典：阿蘇市提供資料

(3) 必要戸数に対する住まいの供給戸数の設定

◆ 概要 ◆

(2) で把握した被災者の住まいの必要戸数に対し、住まいを必要とする被災者の特性（住家の被害程度、資力等）と提供可能な住まいの類型（賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、一時提供住宅等）を踏まえ、「被災世帯数」に対してどのように住まいを供給するか、適切な役割分担が図られるよう留意する。

その手がかりとして、近年の災害における被災自治体の取組を知ることがある。被災状況や地域的な特性によって異なるため一概には言えないが、被害棟数に対する応急救助期の住まいのメニュー別の供給戸数は参考になる。

なお、被災した住宅を修理して継続的に居住することができれば、避難所での生活や転居に伴う被災者の負担軽減につながると共に、応急仮設住宅の供与戸数等も一定程度抑制できることから、被災した住宅の応急修理も含めた、住まいの供給フレームを検討しておくことが重要である。

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 近年の災害における住家被害と応急救助期の住まいの供給戸数の例 (平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震)

■ 熊本県（平成 28 年熊本地震）

【住家被害】（平成 30 年 10 月 15 日時点）

全 壊	8,657 棟
半 壊	34,493 棟
合 計（全壊＋半壊）	43,150 棟
一部破壊	155,154 棟

【応急救助期の住まい】

（一時提供住宅は平成 28 年 6 月時点（ピーク時）、建設型応急住宅は建設戸数（最終）、賃貸型応急住宅は取下げを除く受付件数（最終））

種類		入居期間	戸数等
一時提供住宅	市町営住宅	—	—戸
	県営住宅	—	79 戸
	その他（※1）	—	49 戸
応急仮設住宅	建設型応急住宅	2 年	4,303 戸
	賃貸型応急住宅（※2）	2 年	15,885 戸
合 計			20,316 戸
被災した住宅の応急修理			33,063 件

※1：公務員住宅、独立行政法人所有住宅

※2：県内

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

■北海道（平成 30 年北海道胆振東部地震）

【住家被害】（平成 31 年 3 月 31 日時点）

全 壊	469 棟
半 壊	1,660 棟
合 計（全壊＋半壊）	2,129 棟
一部破壊	13,849 棟

【応急救助期の住まい】（道営住宅は平成 30 年 11 月 30 日時点、応急住宅は平成 31 年 3 月 31 日時点）

種類		入居期間	戸数等
一時提供住宅	市町営住宅	—	—戸
	道営住宅	1 年	28 戸
	その他	—	—戸
応急仮設住宅	建設型応急住宅（※1）	2 年	413 戸
	賃貸型応急住宅	2 年	213 戸
合 計			654 戸
被災した住宅の応急修理			453 件

※1：福祉仮設住宅を含む

○ 近年の災害における住家被害と応急救助期の住まいの供給戸数の例（平成 30 年 7 月豪雨）

■岡山県（平成 30 年 7 月豪雨）

【住家被害】（令和元年 7 月 5 日時点）

全 壊	4,830 棟
半 壊	3,365 棟
合 計（全壊＋半壊）	8,195 棟
一部破壊	1,126 棟
床上浸水	1,541 棟
床下浸水	5,517 棟

【応急救助期の住まい】

（一時提供住宅は令和元年 6 月末時点（※1） それ以外は令和 2 年 1 月末時点の実績）

種類		入居期間	戸数等
一時提供住宅	市町営住宅	市町村により異なる	56 戸
	県営住宅	2 年	5 戸
	その他（※2）	市町村により異なる	70 戸
応急仮設住宅	建設型応急住宅	2 年	312 戸
	賃貸型応急住宅	2 年	3,247 戸
合 計			3,690 戸
被災した住宅の応急修理（※3）			2,496 件

※1：一時提供住宅は、入居戸数が最大だった令和元年 6 月末の戸数を計上

※2：公共住宅以外で県市町村が所有する住宅（職員住宅など）

※3：申込累計数

■広島県（平成 30 年 7 月豪雨）

【住家被害】（平成 31 年 1 月 9 日時点）

全 壊	1,150 棟
半 壊	3,602 棟
合 計（全壊＋半壊）	4,752 棟
一部破壊	2,119 棟
床上浸水	3,158 棟
床下浸水	5,799 棟

【応急救助期の住まい】

（平成 30 年 10 月 15 日時点 入居決定件数）

種類		入居期間	戸数等
一時提供住宅	市町営住宅	2 年	265 戸
	県営住宅	2 年	52 戸
	その他（※1）	2 年	32 戸
応急仮設住宅	建設型応急住宅	2 年	171 戸
	賃貸型応急住宅	2 年	692 戸
合 計			1,212 戸
被災した住宅の応急修理（※2）			922 件

※1：職員公舎、教職員公舎、国宿舎

※2：受付件数

■愛媛県（平成 30 年 7 月豪雨）

【住家被害】（平成 31 年 4 月 1 日時点）

全 壊	627 棟
半 壊	3,117 棟
合 計（全壊＋半壊）	3,744 棟
一部破壊	149 棟
床上浸水	190 棟
床下浸水	2,575 棟

【応急救助期の住まい】

種類		入居期間	戸数等
一時提供住宅 （※1）	市町営住宅（※2）	必要と認められる期間	57 戸
	県営住宅（※2）	必要と認められる期間	4 戸
	その他（※2）（※3）	必要と認められる期間	43 戸
応急仮設住宅	建設型応急住宅（※4）	2 年	176 戸
	賃貸型応急住宅（※5）	2 年	207 戸
合 計			487 戸
被災した住宅の応急修理（※6）			2,089 件

※1：合計提供戸数が最大の値となる時点（平成 30 年 11 月 30 日）

※2：一時提供住宅に入居した場合でも、応急仮設住宅への入居は可能

※3：職員住宅、教職員住宅

※4：建設戸数

※5：最大提供戸数

※6：令和元年 12 月 31 日時点

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 一時提供住宅のみを提供した例：福知山市（京都府）、丹波市（兵庫県）

○福知山市（京都府）（平成 26 年 8 月 15 日からの大雨、全壊 13 棟）

平成 26 年 8 月 15 日からの大雨被害を受け、京都府では、住宅が罹災した福知山市内の被災者に対し福知山市営住宅と福知山市内・綾部市内の府営住宅を一時提供した。住家被害認定の判定が「半壊」以上の被災者を対象とし、入居期限は平成 27 年 2 月 28 日まで（やむを得ない事情がある場合は、平成 27 年 8 月 31 日まで延長可能）とした。

入居の受付は、福知山市が府営住宅分を含め一元的に対応し、高齢者、障害者、乳幼児がいる世帯を優先的に入居させることとした。一時提供住宅 92 戸の提供に対し 55 戸の入居があり、応急仮設住宅の供与は行わなかった。

○丹波市（兵庫県）（平成 26 年 8 月 15 日からの大雨、全壊 18 戸）

住宅が罹災した避難者全世帯に、県営・市営住宅、雇用促進住宅の空室を斡旋した。まず、第一次調査として避難所に避難している被災者に市営住宅（37 戸）を斡旋し、その後、第二次調査として在宅等被災者に対し、市営住宅、県営住宅（20 戸）、雇用促進住宅（27 戸）を斡旋した。

一時提供住宅 84 戸の提供に対し 44 戸の入居があり、応急仮設住宅の供与は行わなかった。

○ 賃貸型応急住宅を中心に供与した例：兵庫県、新潟県、三重県、つくば市（茨城県）

応急仮設住宅の供与の際には、民間賃貸住宅等の空き家・空室を活用し賃貸型応急住宅として積極的に活用するとともに、地域や被災者の特性、復興の方向性等を踏まえつつ、建設型応急住宅を迅速に供与する。

特に、民間賃貸住宅が比較的多い地域における比較的規模の小さい災害や、建設型応急住宅のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、賃貸型応急住宅を中心に供与することが考えられる。

○兵庫県（平成 16 年台風第 23 号、全壊 781 棟、建設型 0 戸・賃貸型 140 戸）

- ・建設型応急住宅のための用地確保、建築工事等を省略するため、既存の賃貸住宅を借り上げて活用することとした。
- ・供与期間が短く建設費に比べて借上げの方が安価であったため、洲本市では、民間賃貸住宅の空室 57 戸を提供した。

○新潟県（平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨、全壊 41 棟、建設型 0 戸・賃貸型 11 戸）

- ・被災地が広範囲にわたり、建設するよりも借上げの方が効率的だと判断し、全て賃貸型応急住宅とした。

○三重県（平成 23 年台風第 12 号、全壊 81 棟、建設型 0 戸・賃貸型 22 戸）

- ・熊野市では、建設型応急住宅より賃貸型応急住宅の方が被災者に早く提供できると考え、また、賃貸型応急住宅の入居希望者が 2 世帯のみ（全壊被害 20 世帯のうち）と少なかったため、賃貸型応急住宅のみとした。
- ・紀宝町も被災者にいち早く入居してもらうため、賃貸型応急住宅のみとした（20 件）。
- ・民間賃貸住宅の空き家以外に、県営住宅 4 戸、雇用促進住宅 15 戸、職員住宅等 7 戸を提供した。

○つくば市（茨城県）（平成 24 年 5 月に発生した突風等、全壊 89 棟、建設型 0 戸・賃貸型 1 戸）

- ・まず、公的賃貸住宅への入居を優先して案内した。
- ・公的賃貸住宅に入居すると通院や通学が不可能となる世帯のみを対象に賃貸型応急住宅を供与した。

○ 建設型応急住宅を中心に供与した例：鹿児島県

民間賃貸住宅等の空き家・空室が少ない地域で、建設型応急住宅の建設が可能な用地が確保できる等の場合、建設型応急住宅を中心に供与することとなる。

○鹿児島県（平成 25 年台風第 24 号、全壊 38 棟、建設型 25 戸・賃貸型 0 戸）

- ・平成 24 年度、平成 25 年度は、離島の与論町での災害で、借り上げられる民間賃貸住宅がないことから、建設型応急住宅を建設することとした。
- ・応急仮設住宅の供与方法（賃貸型/建設型）は市町村と協議して決めるが、早く入居させられる方法が優先される。被災者の対応をする市町村としては、被災者間で不公平感が生じないよう、可能な限り供給条件をそろえたいという意見もあった。

○ 同一県内で市町村によって建設型と賃貸型を分けた例：新潟県、兵庫県、熊本県

同一県内に被災市町村が複数あり、民間賃貸住宅等の空き家・空室が少ない地域もある場合、被災者に不公平感が生じないよう市町村毎に応急仮設住宅の供与方法（賃貸型/建設型）を選択することもある。

○新潟県（平成 19 年新潟県中越沖地震、全壊 1,331 棟、建設型 1,222 戸・賃貸型 2 戸（上越市 2 戸））

- ・必要戸数が 2 戸のみだった上越市については、賃貸型応急住宅で対応した。
- ・それ以外の被害が大きかった柏崎市は、全て建設型応急住宅とした。

○兵庫県（平成 21 年台風第 9 号、全壊 166 棟、建設型 42 戸（佐用町 42 戸）・賃貸型 6 戸（朝来市 6 戸））

- ・朝来市では被災者の居住地にばらつきがあり、1 箇所に建設型応急住宅を建設することが困難であったため、賃貸型応急住宅を活用することとした。
- ・佐用町内には民間賃貸住宅がなかったため、建設型応急住宅のみで対応した。

○熊本県（平成 24 年 7 月九州北部豪雨、全壊 169 棟、建設型 48 戸・賃貸型 66 戸）

- ・阿蘇市は民間賃貸住宅の空き家が少なくことから、建設型応急住宅のみとし、建設地は、地域のコミュニティに配慮して 5 ヶ所とした（建設型 48 戸）。
- ・南阿蘇村は被災者自らが探した物件を借上げた（賃貸型 2 戸）。
- ・熊本市は建設型応急住宅の用地を確保できていなかったこともあり、全て賃貸型応急住宅で対応することを早々に決定し、発災直後から制度周知を開始した。

○ 同一市町村内で建設型と賃貸型を併用した例：和歌山県、岡山県

応急仮設住宅の供与方法（建設型/賃貸型）は市町村毎に選択するのが一般的であるが、地域の実情や災害規模に応じて、同一市町村内においても建設型応急住宅と賃貸型応急住宅を併用することもある。

○和歌山県（平成 23 年台風第 12 号、全壊 240 棟、建設型 44 戸・賃貸型 41 戸）

- ・まずは民間賃貸住宅や社宅等の空き情報について、県と市町が被災者に情報提供を行い、その情報を元に、被災者が入居を希望する住宅を探した（「被災者自らが探す」方式の賃貸型応急住宅）。
- ・被災地によっては、賃貸型応急住宅だけでは不足すると考えられたため、建設型応急住宅も供給することとした。建設戸数は、市町村が直接被災者に面談または電話することにより、要望戸数を県に報告し、県が戸数を積み上げて、プレハブ建築協会への発注戸数として決定した。したがって、結果的には個々の市町村の中でも建設型と賃貸型がミックスされて供給された。
- ・田辺市内の伏菟野地区は、被災者が農業従事者で、地区を離れることができないこと、民間賃貸住宅がないことから「建設型」を選択し、市内の他の地区は賃貸型住宅とした。
- ・新宮市熊野川町、那智勝浦町についても民間賃貸住宅が少ないことから「建設型」と「賃貸型」を併用したが、不公平感等の意見は無かった。

○岡山県（平成 30 年 7 月豪雨、全壊 4,830 棟・半壊 3,365 棟、建設型 312 戸・賃貸型 3,247 戸）

- ・最も住家被害の多かった倉敷市においては、真備町に被害が集中した。市は被災者の通学・通院、コミュニティの継続性等の観点から真備町管内での建設型応急住宅の供与を希望し、建設型応急住宅 266 戸が建設された。また、多くの被災者が賃貸型応急住宅を選択し、賃貸型応急住宅 3,094 戸が供与された。

(4) 被災者の住まいの供給に係る体制整備

◆ 概要 ◆

災害救助法（以下、「法」という。）による救助は、法第2条に基づき都道府県で実施するものとされている。発災時に、被災者の住まいの供給に係る体制を速やかに整備するためにも、庁内の役割分担及び、市町村・関係団体との役割分担を事前に取決めておくことが重要である。

なお、法の適用後の速やかな救助の実施のため、法第13条第1項で「都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。」と規定されている（いわゆる事務委任）。

災害発生時には、被災状況を迅速かつ適確に把握し、応急救助を行う必要があるが、そのためには、基礎自治体である市町村が対応することが有効な場合もあり、都道府県においては、法による救助の実施に関する事務委任を積極的に活用するよう通知されている（※1）。

※1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について（通知）」（平成27年3月31日付 府政防第283号 内閣府政策統括官（防災担当））

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、委任元としての責任をもって市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることが求められる（※2）。

※2 「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」（平成28年12月、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））

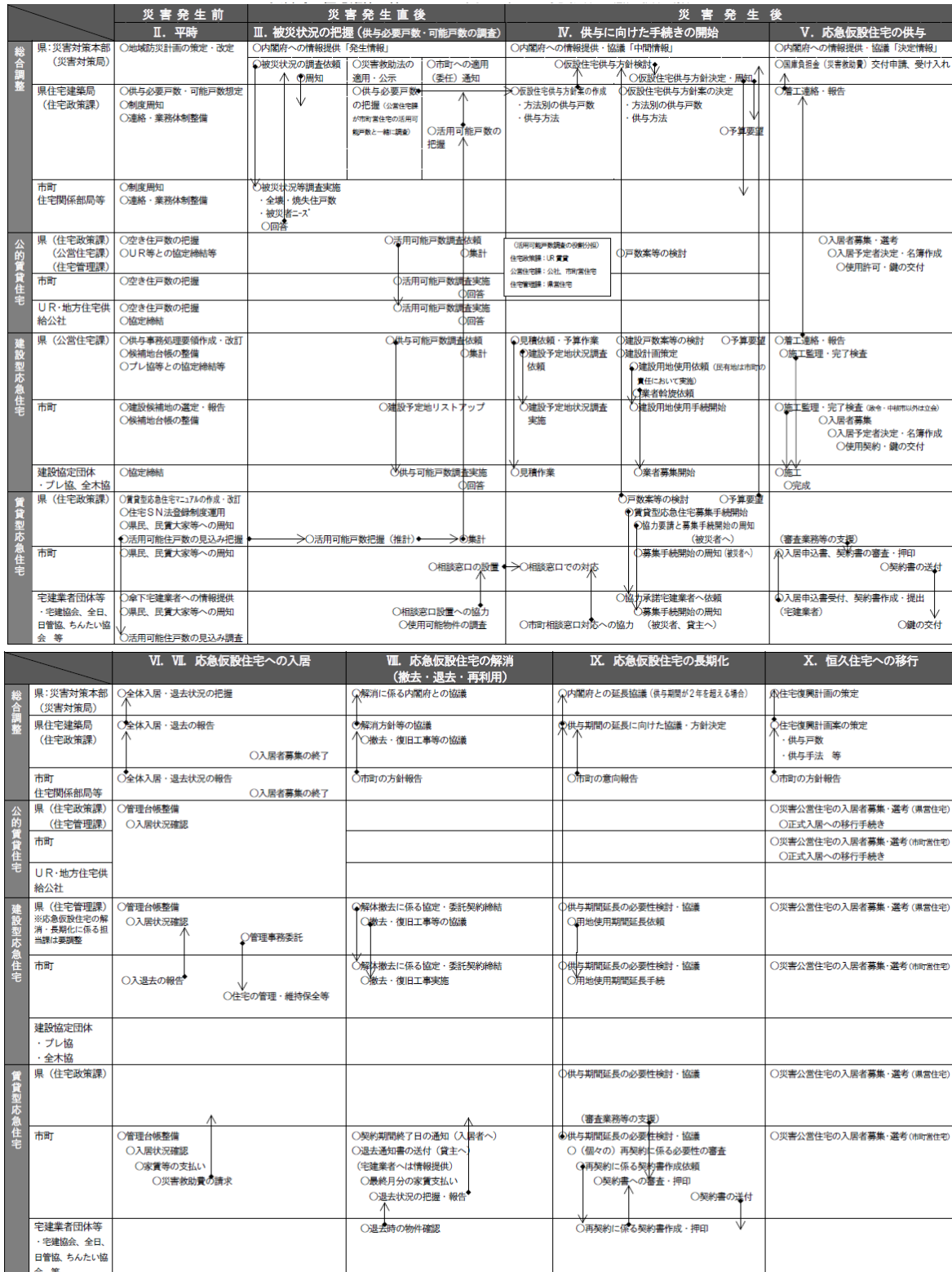
また、特に大規模災害発生時には、被災地方公共団体におけるマンパワー不足が見込まれることに加え、特に大都市圏等においては被災者の広域避難が必要となるケースが多くなると考えられるところであり、そのようなケースにも的確に対応できるよう、災害時の相互応援に関する協定を事前に締結する等により都道府県間の広域連携を推進することが望ましい。

◆ 事前準備の例 ◆

○ 被災者の住まいの供給フロー、体制を予めマニュアルで定めている例：兵庫県

兵庫県では、災害時の住宅確保に係るフローとして“局地的災害又は軽微な被害の場合”・“広域災害の場合”という2つのパターンを検討しており、フローの中で“総合調整”・“公的賃貸住宅”・“建設型応急住宅”・“賃貸型応急住宅”毎に県・市町・協定団体等の役割分担について示している。

【災害時の住宅確保に係るフロー 局地的災害又は軽微な被害の場合（広域災害の場合は、市町の一部の事務を県が担う。）】



出典：兵庫住まいづくり協議会借上仮設住宅委員会「兵庫県応急仮設住宅供与マニュアル（総合調整・賃貸型応急住宅編）」

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

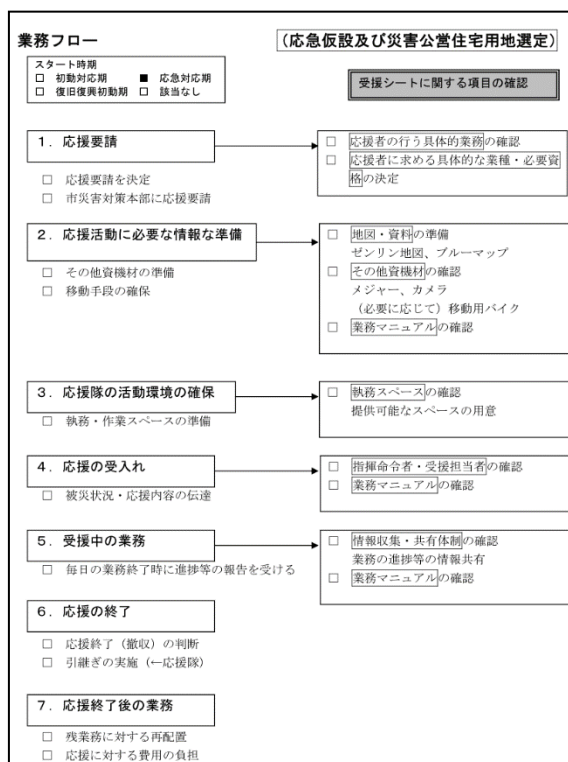
○ 受援計画の作成：神戸市

神戸市では、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、応援受入本部の設置や受援担当者の指定、応援者に求める経験・資格等の指定、民間に協力を求めることが可能な業務の選定などを盛り込んだ「神戸市災害受援計画」を策定している。

< 「受援シート」と「業務フロー」 >

- ・計画には、各業務の全体の流れ（以下「業務フロー」という。）が示されている。
- ・業務フローでは、受援体制を明確にするために、業務フローを“応援の要請”、“応援の受け入れ”、“応援の終了”と大きく捉えるとともに、受援シートでは、受援計画の4つの機能（a.情報処理機能、b.指揮調整機能、c.現場対応環境、d.民間との協力関係づくり）に関する項目が組み入れられた。

受援シート	
☒ 緊急業務 ☐ 経常業務 神戸市地域防災計画 第15章 地震対策編 緊急対応計画	ビック時期 ☐ 初期対応期 ☒ 応急対応期 ☒ 復旧復興初期期 ☐ 該当なし
(業務名) 応急仮設及び災害公営住宅用地選定 (担当課) 都市計画局 住宅整備課	
応援者の行う具体的な業務	応急仮設及び災害公営住宅建設用地の現地確認及び建設の可否判定
応援者に求める具体的な職種・必要資格	用地業務に精通していること
I 情報処理活動 情報収集・共有体制 ☒ 会議・ミーティング (その他) 市内の道路情報及び交通手段にかかる情報 ☒ 朝礼・終礼	
II 指揮調整体系 指揮命令者 (正) 住宅整備担当部長 (副) 建設担当課長 (受援担当者) 調整係長 (副) 調査係長	
IV 民間との協力関係 民間の受入れ ☐ 可 ☒ 一部可 ☐ 不可 ☐ 一般ボランティア ☒ 専門職ボランティア ☐ 企業 ☐ NPO・NGO ☐ その他(地域住民) ☐ 有 ☐ 無(検討中) ☒ 無(不要)	



参考文献：

全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)」平成27年7月、神戸市「神戸市災害受援計画一総則一」平成23年3月

○ 神戸市職員震災バンク：神戸市

神戸市では平成 14 年度から「市職員震災バンク」の登録を行っている。これは、阪神・淡路大震災当時に、市職員として在職し、かつ震災後の応急対応、復旧・復興事業に携わった者のうち、本人の同意を得て人材登録を行ったものである。平成 24 年度には東日本大震災、平成 30 年度には熊本地震の被災地支援に従事した現職職員の追加登録を行った。

他都市で大規模災害が発生した場合の被災地に派遣する支援要員の調整情報として活用するとともに、神戸市における震災体験の風化を防ぎ、職員の災害対応能力の継承と向上を図ることを目的としている。

【登録状況】

(1) 登録者数

平成 14 年度（初年度） 3,487 人 ⇒ 2,639 人（令和元年 5 月末時点）※

※現職人数

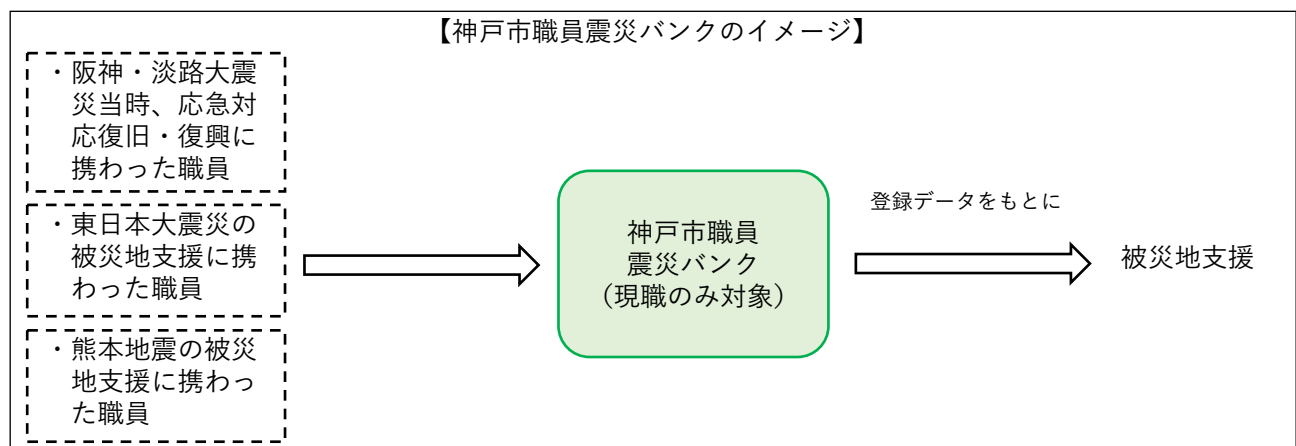
※平成 24 年度に東日本大震災の被災地支援に携わった職員（1,150 人）、平成 30 年度に熊本地震の被災地支援に携わった職員（482 人）、平成 31 年度に両災害の被災地支援長期派遣職員（42 人）を追加登録

(2) 登録業務

災害対策本部運営、避難所運営、被災者の健康支援、建物危険度判定、り災証明、応急仮設住宅、救援物資搬送、ライフラインの復旧、住宅復興、港湾復興、災害給付金など

【震災バンクの活用】

平成 28 年に発生した熊本地震の被災地支援についても、職員震災バンクも活用し、被災地への職員派遣を実施。



○ 広域ブロック間で災害時相互応援協定を締結した例：関西広域連合及び九都県市

関西広域連合及び九都県市は、カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する旨の協定を締結している。

<協定名> 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

<構成自治体>

(1) 関西広域連合12団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
京都市、大阪市、堺市、神戸市

(2) 九都県市9団体

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

<協定締結日> 平成26年3月6日

参考文献：関西広域連合ホームページ

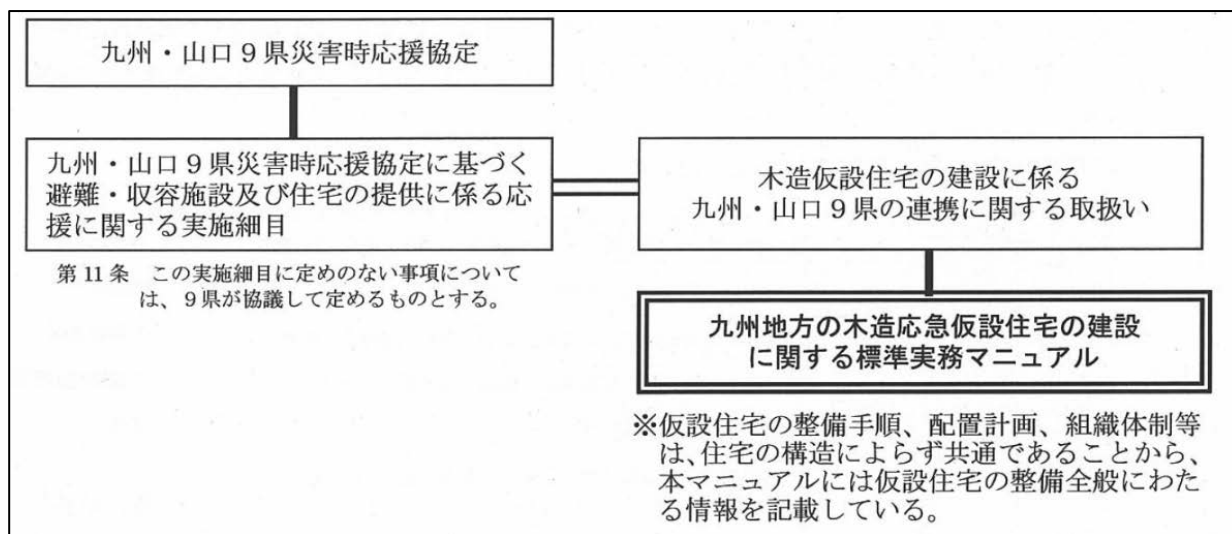
2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 木造建設型応急住宅の整備に係る連携体制の構築：9 県（九州各県・山口県）

九州各県・山口県では、平成 28 年熊本地震の経験に基づき、熊本県が主体となり「九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル」を作成し各県に展開している。本マニュアルは、九州地方における災害時の連携に主眼を置き、発災時に迅速に木造建設型応急住宅を供与できるよう、各県で建設できる体制を整備し、9 県内（九州各県・山口県）で平時から間取り等の図面や建設に係る手順を共有することで、団体間・行政間の連携を図ること、各県において受援・応援体制を構築することを目的としている。

また、本マニュアルには、木造建設型応急住宅の整備のみならず、発災後に対応が求められる応急仮設住宅の供給（情報共有や役割分担、供給の優先順位設定、等）、建設型応急住宅の整備（整備の流れ、必要戸数の設定、用地の選定、等）、建設と建設支援（担当課の組織体制、標準的業務手順、等）についてもまとめられている。

【「九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル」の位置づけ】



(H30 年度とりまとめ版)	
「木造仮設住宅の建設に係る九州・山口 9 県の連携に関する取扱い」を踏まえた	
九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル	
目次	
はじめに	
第 1 編 応急仮設住宅の供給	
1 過去の災害対応等の把握及び職員の育成	P3
2 被害想定等の情報共有	P4
3 応急仮設住宅供給の優先順位の設定	P6
4 関係機関の役割分担	P8
第 2 編 建設型応急仮設住宅の整備	
1 応急仮設住宅整備の流れ	P10
2 応急仮設住宅必要数の初期設定	P10
3 応急仮設住宅の用地選定と生活環境への配慮	P11
4 応急仮設住宅の建設基準等	P12
5 仮設住宅建設時の留意点	P13
6 整備状況の進捗整理	P15
7 建設工事費の確定と支出に関する手続き	P16
第 3 編 九州地方の連携による木造仮設住宅の円滑な整備	
1 木造仮設住宅の優位性と体制整備の効果	P17
2 近年の木造仮設住宅の間取りと仕様	P18
3 九州地方の円滑な整備連携のための間取りと仕様	P19
第 4 編 建設と建設支援	
1 住宅整備担当課の組織体制	P21
2 応急仮設住宅建設の標準的業務手順	P22
3 他県からの応援を受ける場合の標準的業務手順	P23
4 応急仮設住宅建設の支援	P24
第 5 編 広域災害に備えた今後の対応	
1 南海トラフを震源とする地震災害に対する対応	P28
2 災害に備えた訓練	P29
(参考) 国土交通省九州地方整備局と各県の担当窓口	P30
別冊資料編	
- 全本編の木造応急仮設住宅仕様（熊本県仕様(2016)及び鹿児島県仕様(2018) - 福岡県木造応急仮設住宅仕様（九州北部豪雨仕様(2017) - 応急仮設住宅の配置計画図（熊本県仕様(2016)及び九州北部豪雨仕様(2017)	

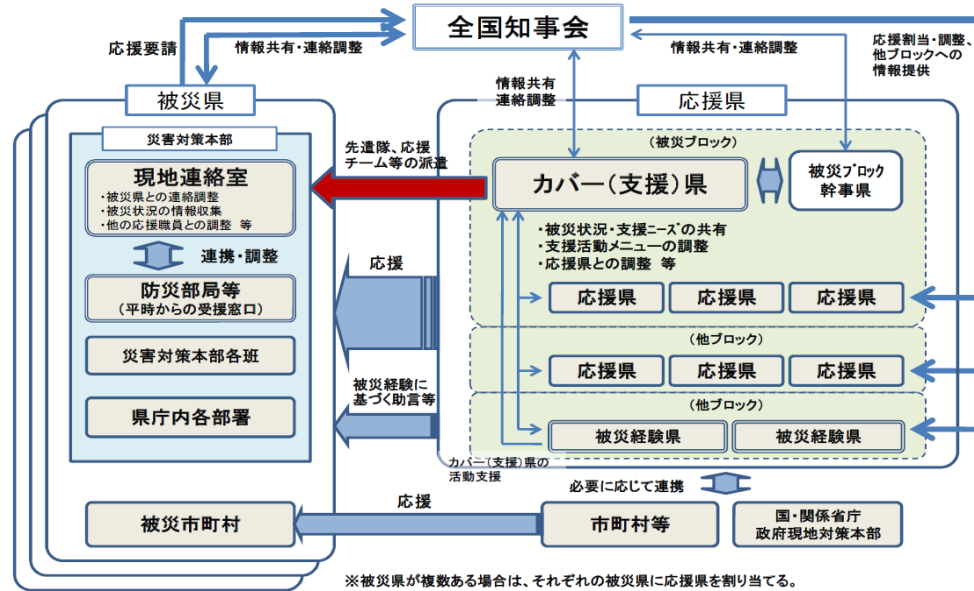
出典：「九州地方の木造応急仮設住宅の整備に関する標準実務マニュアル」平成 30 年

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

【参考：都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル：全国知事会】

全国知事会は、都道府県相互の広域応援を有効に機能させるために、各ブロックにおいて実務面で整理・検討しておくことが望ましい事項等を「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」として取りまとめている。

＜カバー（支援）県体制を基礎とした全国知事会・広域応援協定における対口支援＞



＜災害発生時に必要と思われる主な応援内容（例）＞

時期	対策等	主な応援内容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の提供	その他
(発災から初動期3日間)	体制の確立	＜情報収集＞ ・情報収集体制の確立 ・先遣隊等の派遣 ＜応援・受援体制の確立＞ ・現地連絡室等の設置 ・後方支援本部等の設置		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊の出動 警察災害派遣隊の出動		
	消火活動	緊急消防援助隊の出動		
	医療活動	DMAT・救護班の派遣		ドクターヘリの出動 傷病者等の受入
	建築物等危険度判定	被災建築物危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策(土砂災害危険箇所緊急点検等)	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	避難者対策	避難所運営支援要員の派遣		
	広域避難	避難調整要員の派遣		避難者、傷病者等の受入、 避難所、公営住宅等の提供
	生活物資の供給	物資集積・配送拠点要員の派遣	食品、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等の提供	
	給水	給水要員、給水車の派遣		
(応急対応・仮設住宅期)	健康対策	保健師等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿くみ取り作業員等の派遣	仮設トイレの提供	
	防疫対策	消毒薬配布要員	消毒薬等の提供	
	遺体の搬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣	資機材の提供	
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	水道の応急復旧	水道技術職員の派遣	資機材の提供	
	下水道の応急復旧	専門職員の派遣	資機材の提供	
	災害廃棄物の処理	専門職員の派遣		災害廃棄物の受入
(仮設住宅期・復興期)	被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	家屋被害認定調査、罹災証明書 の発行要員		
	学校教育機能の回復	教員等の派遣		
	文化財の保全	専門家等の派遣		
	災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの派遣		ボランティアバスの運行
	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	被災者生活支援窓口要員	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	復興計画の策定等の応援		

出典：全国知事会東日本大震災復興協力本部

「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」平成25年3月
(http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/post_972.pdf)

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 近年の災害における応急仮設住宅に係る都道府県・市町村の役割分担の例

広域かつ必要戸数が膨大となる大規模災害の場合には、市町村での対応に限界があることから、県が実施主体となり市町村への事務委任はせず、市町村に協力要請している例が多い。

なお、県から市町村へ事務委任するケースとしては、建設型応急住宅ではトレーラーハウスや他県から譲渡された住宅の活用、賃貸型応急住宅では旧雇用促進住宅の借上げ等、一般的な取組と異なる場合等もある。

【熊本県（平成 28 年熊本地震）】

建設型応急住宅	・ 事務委任を行った熊本市以外の市町村は県が供与した。 ・ 建設に係る事務は県（土木部建築住宅局住宅課）、契約や国との協議に係る事務は県（健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室）が実施した。 ・ 建設後の維持管理は市町村が実施することとした。
賃貸型応急住宅	・ 熊本市に事務委任し供与した。 ・ それ以外の市町村は県（健康福祉部 健康福祉政策課）が供与したが、入居申込みの受付、相談、形式審査は各市町村が行った。

【北海道（平成 30 年北海道胆振東部地震）】

建設型応急住宅	・ モバイルハウス（むかわ町）、トレーラーハウス（厚真町、安平町）は町に事務委任した。 ・ それ以外の建設型応急住宅（プレハブ住宅）は道（保健福祉部総務課）が供与した。 ・ 建設後の維持管理は各町が実施することとした。
賃貸型応急住宅	・ 厚真町、安平町、むかわ町は道（保健福祉部総務課）が供与したが、入居申込みの受付、相談、形式審査は各町が行った。 ・ 3 町以外の市町には事務委任した。

【岡山県（平成 30 年 7 月豪雨）】

建設型応急住宅	・ トレーラーハウス（倉敷市）、福島県から譲渡された木造仮設住宅（総社市）は、それぞれ市に事務委任し供与した。 ・ 上記以外の建設型応急住宅は県（土木部都市局 建築営繕課）が供与した。 ・ 建設後の維持管理は市町村が実施することとした。（費用負担は県）
賃貸型応急住宅	・ 旧雇用促進住宅の借上げを総社市が実施することとなったことから、市に事務委任し供与した。 ・ 津山市、総社市以外の市町村は県（土木部都市局 住宅課）が供与したが、入居申込みの受付、相談、形式審査は各市町村が行った。

【広島県（平成 30 年 7 月豪雨）】

建設型応急住宅	・ 建設型応急住宅は県が供与した。 ・ 市町は建設候補地の確保や完成後の入居・管理業務等を実施した。
賃貸型応急住宅	・ 県（土木建築局住宅課）が供与したが、入居申込みの受付、相談、形式審査は各市町が行った。

【愛媛県（平成 30 年 7 月豪雨）】

建設型応急住宅	・ 建設型応急住宅は県が供与した。 ・ 建設用地・必要戸数の決定に係る事務は県の保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課が行い、建設に係る事務は土木部道路都市局建築住宅課が行った。 ・ 市町は、建設候補地の確保や完成後の入居・管理業務等を実施した。
賃貸型応急住宅	・ 県（保健福祉部保健福祉課）が供与したが、入居申込みの受付、相談、形式審査は各市町が行った。

2. 被害想定に対する住まいの供給フレームの検討

○ 被災者の住まいの確保に係る庁内体制・役割分担の例：岡山県

(平成 30 年 7 月豪雨、全壊 4,830 棟・半壊 3,365 棟、建設型 312 戸、賃貸型 3,247 戸)

岡山県では災害救助法の所管は保健福祉部保健福祉課であり、発災後の平成 30 年 8 月に保健福祉部被災者生活支援室が発足した。

応急仮設住宅の供与については当初、建設型・賃貸型ともに土木部住宅課で担うこととしていたが、先に供与が始まった賃貸型応急住宅に係る業務量が多かったことから、建設型については建築営繕課、応急修理については建築指導課が担当し、全体の連絡窓口は住宅課とした。

業務		担当
災害救助法の所管		保健福祉部
応急修理制度の運用		土木部都市局建築指導課
応急仮設住宅の供与	全体統括	土木部都市局住宅課
	賃貸型応急住宅	土木部都市局住宅課
	建設型応急住宅	土木部都市局建築営繕課

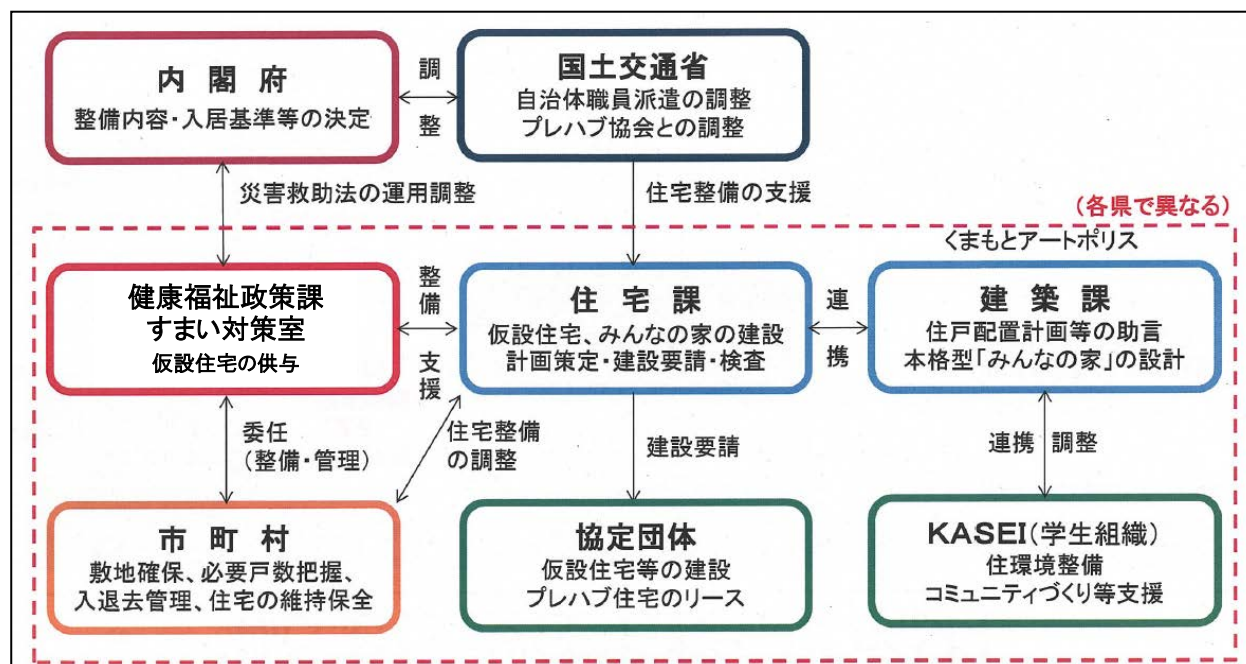
○ 被災者の住まいの確保に係る庁内体制・役割分担の例：熊本県

(平成 28 年熊本地震、全壊 8,657 棟・半壊 34,493 棟、建設型 4,303 戸・賃貸型 15,885 戸)

熊本県では、災害救助法を健康福祉政策課総務班が発災当時には所管していたが、発災後に激増した業務に対応するため、時期に応じて組織・人員の配置を行った。

建設型応急住宅の供与はすまい対策室（発災後に設置）、住宅課、建築課が連携し実施した。賃貸型応急住宅の供与は健康福祉政策課すまい対策室が担当した。応急修理制度は健康福祉政策課地域支え合い支援室（発災後に設置）が運用を担当した。

令和元年度現在、健康福祉政策課地域支え合い支援室が、熊本地震に係る災害救助法関係業務を継続している。



出典：熊本県提供資料

